

民事事件用 尋問に対する異議（民事）

規則115条1項	時期・主体が特定されていない	(時期/主体)が特定されていない点で質問が(個別的/具体的)ではありません。
	質問が抽象的	質問が抽象的で、具体的ではありません。
	質問が長すぎる	質問が長すぎる点で、質問が個別的ではありません。
	質問が複数になっており、答えにくい	質問が複数になっており、質問が個別的ではありません。
規則115条2項1号	侮辱又は困惑させる尋問	今の尋問は、(侮辱的な尋問/証人を困惑させる質問)です。
規則115条2項2号	誘導尋問	○という理由で証人の証言に不当な影響を与える不相当な誘導尋問です。
	誤導	誤導尋問です。前提が間違っています。
規則115条2項3号	重複質問	重複尋問です。すでに証人は、同じ質問に○と答えています。
規則115条2項4号	争点に関係のない質問	争点と関連性のない尋問です。
	個人的プライバシー	個人的プライバシーに関わることであり、争点と関連性がありません。
規則115条2項5号	意見を求めるもの	意見を求める質問です。
	仮定質問	仮定的な質問であり、意見を求める質問と同じです。
規則115条2項6号	証人が知らないこと	証人が直接体験していない事実についての質問です。
	証人が認めていないことを前提とした質問	相手方代理人は、「○」といましたが、証人は「○」としか証言していません。前提に誤りがあります。
規則114条1項2号 (3号が再主尋問)	反対尋問の範囲外	反対尋問の範囲を超えた尋問です。主尋問にあらわれていませんし、関連するものでもありません。

異議は安易に撤回しない！